

仕様書

この仕様書は、神奈川県立こども医療センター（以下「センター」という。）クリーニング等業務委託内容の概要を示すもので、軽微な部分または本書に記載のない事項であっても、神奈川県立こども医療センター総長（以下「発注者」という。）が当該業務を遂行するうえで必要とする場合には、発注者と委託業者（以下「受注者」という。）と協議のうえ、契約金額の範囲内で実施するものとする。

第1章 総則

1 委託件名及び委託期間

- (1) 委託件名
クリーニング等業務委託
- (2) 委託期間
令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

2 履行場所

神奈川県立こども医療センター（横浜市南区六ツ川2-138-4）

3 委託業務の内容

- (1) クリーニング業務委託
- (2) リネン交換業務委託
- (3) 寝具類乾燥消毒業務委託
- (4) 基準寝具の賃貸借
- (5) 救急外来用寝具供給、洗濯、消毒及び補修業務委託
- (6) タオル類の賃貸借

4 共通事項

- (1) 受注者の従事者は、センターが人命を預かる医療機関であるということを十分に認識し、担当業務に従事する時は、細心の注意を払って行わなければならない。
- (2) 受注者及び受注者の従事者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。当該委託契約の期間終了後または契約解除後においても同様とする。
- (3) 受注者の従事者は、発注者の承認を受けた服装を着用し、ネームプレートを付けなければならない。
- (4) 受注者の従事者は、担当業務に精通するとともに、常に規律を守り品位を保ち、明朗、親切にしなければならない。
- (5) 受注者は、従事者に対して、業務を遂行する上で必要な教育を行うこと。
- (6) 受注者の従事者は、作業にあたっては、発注者の業務に支障のないように行わなければならない。
- (7) 通常勤務する従事者が病気、事故等の事情により勤務できない場合は、支障が生じないように、当該業務について相当の能力を有する従事者を配置すること。
- (8) 受注者は、業務を遂行する上で、発生し得る感染症等の防止には万全を期すものとし、業務従事者の健康診断は受注者の負担により実施すること。
- (9) その他特別の事態が発生した場合には、必ず発注者の指定する職員に報告し指示を仰ぐこと。

5 費用負担

業務従事者の制服等被服類及び運搬車等の器具は、受注者の負担とする。

6 引継ぎ

受注者は、契約の終了又は解除により発注者が他者へ業務を引き継ぐ必要が生じた場合には、標準作業書（マニュアル）を発注者に提供すること等により、当該業務に支障のないよう発注者に協力しなければならない。また、業務に支障が生じる恐れがある場合には、契約期間終了後も柔軟に対応しなければならない。

主な業務の引き継ぎ内容は以下のとおり。

- (1) 引継ぎに必要な情報は、書面、口頭及び現場確認によって発注者に提供する。
- (2) 契約期間内に回収した物品の配布は契約期間満了後であっても受注者が行う。
- (3) 受注者が業務のために用いた物品は、契約終了日までに撤去する。
- (4) 受注者が業務上知り得た本契約業務に有益な情報は、全て発注者に提供する。

7 その他

- (1) 年末年始及び連休の業務態勢については、発注者との協議の上、指定期日までに報告すること。
- (2) 仕様書の表現を独自の判断で解釈することなく、疑義がある場合は、必ず発注者に確認すること。
- (3) この仕様書に定めるほか、業務の実施に関し必要な事項は、発注者の指示に従い対処すること。

第2章 クリーニング業務

1 目的

センター内で使用するリネン類等のクリーニング業務を委託することによりセンター内の環境を保ち、もってセンターにおける患者サービスの一層の向上に資することを目的とする。

2 業務内容等

(1) 業務内容

リネン類等（以下「洗濯物」という。）の洗濯。

(2) 業務の対象

白衣（ズボン含む）、靴下、エプロン、その他被服類、その他小物リネン類（病棟で使用するベッドパット・毛布・枕・タオルケット・包布シーツ・枕カバーを除く）、診察台カバー、カーテン、シーツ、ピローケース、予防衣、防寒着、毛布

【予定数量】

| 品目 | 年間予定数量 |
|-----------|----------|
| 白衣（ズボン含む） | 13,291枚 |
| 靴下 | 27,041枚 |
| エプロン | 2,016枚 |
| その他被服類 | 148,408枚 |
| その他小物リネン類 | 48,583kg |
| 診察台カバー | 275枚 |
| カーテン | 5,683㎡ |
| シーツ | 641枚 |
| ピローケース | 1,558枚 |
| 予防衣 | 6,600枚 |
| 防寒着 | 27枚 |
| 毛布 | 183枚 |

(3) 納入場所

センター内の指定納品場所

(4) 業務概要

洗濯物を収集、洗濯をして納品する。

(5) 衛生基準及び洗濯方法

ア クリーニング業法及び平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知別添

1に定める衛生基準に合致した洗濯施設及び洗濯方法により、適正に処理すること。

イ クリーニング師のもと、良心的かつ適切な洗濯方法で処理すること。また、クリーニング師の指導監督のもとで行う場合も同様とする。

ウ 受注者は、作業前に異物等の混入がないようにポケット内を確認すること。

エ 生地漂白剤を併用する場合には、洗浄により完全に除去されるように使用上十分に注意すること。

オ 乾燥機内に塵埃が入り、洗濯物に付着することのないよう十分に注意すること。

カ アイロンがけは最後に手アイロンにより仕上げる等、しわの残らないよう十分注意すること。（その他リネン類は除く）

キ 洗濯後の納品は、センターが衛生的に使用できる状態において行うものとし、納入検査前に生じた洗濯物の滅失、毀損、変質その他一切の損傷は、修理材料を含めて受注者の負担にて原状に回復した後に納品すること。納入検査に不合格になった場合に再納品する場合も同様とする。

ク 補修は収集時に発注者と協議し、次回配布時までに行うこと。

ケ 発注者から指示があった場合は、消毒を指定の回数行うこと。

コ 洗濯物を介したセレウス菌等の院内感染を予防するために、必要な洗濯方法を採用すること。

(6) 感染症等の洗濯物の引渡し

ア 放射性同位元素に汚染された恐れのある洗濯物の引渡しは行わない。

イ 洗濯物に体液（血液、膿等）、糞便又は薬品等が付着した場合は、便等の固形物は取り除き、ビニール袋等に密閉して引渡す。

ウ 接触や洗濯物等を媒介するウイルスが発生した場合は、発注者は遅延なく受注者に通知するので、その指示に従うこと。

エ 受注者が業務受託する別の場所において、接触や洗濯物等を媒介するウイルスが発生した場合は、受注者は遅延なく発注者に報告し、その指示に従うこと。

3 集配業務関係

(1) 業務内容

ア 洗濯物の回収

栄養管理科、調乳室、薬剤科、病理、放射線技術科、外来、中央手術室、中央材料室、母性病棟、母性外来、NICU・新生児病棟、児童思春期精神科、ハイケア病棟1、ハイケア病棟2、ICU、4東病棟、4南病棟、4西病棟、5南病棟、5西病棟、クリーン病棟、こころの診療病棟、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、看護宿舎、事務局、ボランティアルーム、理学療法室、整形外科 ※詳細は後日センターが指示する。

イ 集計

(ア) その他リネン類の重量計算は、洗濯後に行うこと。

(イ) 各回収場所には、業務に必要な数だけランドリーバッグを用意し、設置すること。

(ウ) その他リネン類の回収に必要な洗濯ネットを用意すること。

ウ 集配日

月曜日から土曜日

エ 集配時間

8時30分から16時30分(月～金)、8時30分から15時30分(土)までの間

オ 年末年始及び連休の回収

別途協議のうえ決定すること。

カ 納品

原則として中2営業日で納品することとするが、カーテンについては、回収から納品まで2週間前後の期間を要するものとする。但し、繁忙期を除くものとする。

なお、リネン庫等の所定の棚に整理して置くこと。

4 カーテン

(1) 各病棟のカーテンについて、1年に1回発注者が指定する期日に洗濯を行うこと。洗濯期間中は、代替品を設置すること。

(2) 病棟から連絡を受け、カーテンの回収を行い、クリーニング後、病棟指定の場所へ返却すること。

5 その他

(1) 2(5)コに関しては、洗濯・検証方法についての手順書を提出すること。

(2) 受注者は、医療法施行規則第9条の14の要件を満たすこと。また、受注者は、医療法施行規則第9条の14の要件を満たす標準作業書を、契約後すみやかに発注者に提出すること。

第3章 リネン交換業務

1 目的

センター内で使用するベッドのリネン交換業務を委託することによりセンター内の環境を保ち、センターにおける患者サービスの一層の向上に資することを目的とする。

2 業務内容等

(1) 業務内容

リネン交換、使用後のリネン搬出

(2) 交換品目

| | 場所 | 種類 | | | |
|------|--------------------|-----------------------------------|-----------------|---------------------|-------------------------|
| | 定期交換 | 各病棟 母性病棟 こころの診療病棟 肢体不自由棟 | シーツ (ベットパッド) | (防水シーツ) 横シーツ | (包布) (掛布団) タオルケット |
| 臨時交換 | 退院 転棟 手術後 | シーツ ベットパッド | 防水シーツ 横シーツ | 包布 掛布団 タオルケット | 枕 枕カバー |
| その他 | 当直室 仮眠室 検査科等 | シーツ ベッドパッド | | 包布 掛布団 | 枕 枕カバー |

※ 病棟によっては使用しない箇所あり。

※ タオルケットは基本、通年使用。一部、掛布団の使用あり。

※ ベッドパットの交換について、定期交換時、肢体不自由棟の第一土曜日の月1回、その他は汚れがあった場合交換。臨時交換時は交換。

※ 防水シーツの交換について、定期交換時はひどい破れや汚れがあった場合交換。臨時交換時は交換。

(3) 業務概要

週1回の定期リネン交換時、リネンの取り外し、使用後のリネンを搬出する。臨時リネン交換(退院・転棟)を行う。

(4) その他

ア 業務は祝祭日(但し、元旦は除く)にかかわらず、月曜日から土曜日まで行うこと。

イ 業務は月曜日から金曜日は8時30分から17時まで、土曜日は8時30分から13時までに行うものとする。なお、発注者は事情により業務を行う時間の指定を受注者に申し入れることができる。

ウ 回収したリネンはセンター指定の場所に整理して置くこと。

3 作業箇所(13セクションと当直室等)約430床

本館3階病棟～本館5階病棟

周産期棟1階NICU病棟、2階母性病棟

外来(放射線処置室)

こころの診療病棟

重症心身障害児施設

肢体不自由児施設

その他(当直室等)・・・別表1のとおり

4 業務の方法

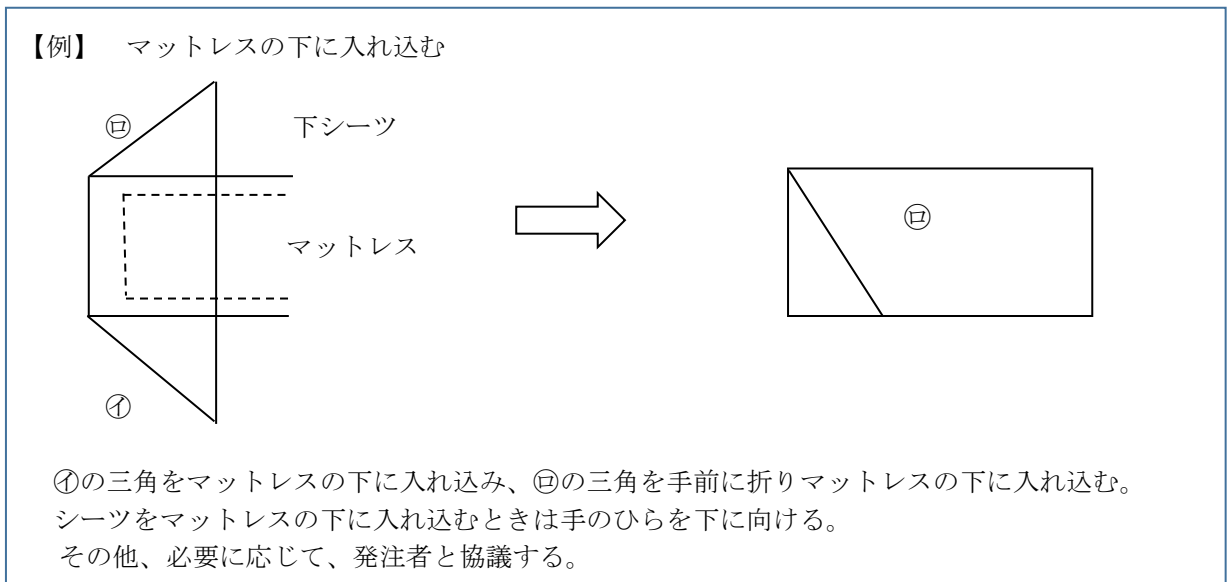
リネン交換の手順は、次のとおりとする。

(1) 準備

- ア 各病棟のリネン庫からシーツ類を取り出し、必要枚数をワゴンに載せる。
- イ 各病棟で指定されたベッドにシーツ類を配布する。横シーツを使用しているベッドには横シーツも配布する。
- ウ 定期リネン交換、土曜・祝日の臨時リネン交換は、シーツ類を取り外しランドリーバックに入れる。土曜・祝日以外の臨時リネン交換は、看護補助者が取り外しを行う。
 - ※1 寝具類は床に置かないようにする。
 - ※2 患者の私物があった場合は、看護師に声がけをし、整理整頓後に作業を行う。

(2) 作成

- ア 手指消毒等により感染対策を行う。
- イ ベットパッドを足元のマットレスの端に合わせて広げる。
- ウ 下シーツの中心がベッドの中央になるように置く。枕元の余分なシーツをマットレスの下に入れ込み、横にくるシーツの端をつまみ三角形を作りマットレスの下に入れ込む。
- エ 足元の方も前記イと同様にして作る。この時、シーツ全体にしわがよらないように端を引っ張る。
- オ 防水シーツを敷く。防水シーツをベッドの中央に広げ、端をマットレスの下に入れ込む。
- カ 横シーツを敷く。防水シーツを覆うように横シーツを上を広げ、端をマットレスの下に入れ込む。
- キ 掛布団は包布にセットする。



- (3) 定期リネン交換日は「別表2」のとおりとする。また、病棟の都合で曜日の変更を依頼した場合は、すみやかに応じること。
- (4) 定期リネン交換を行うベッドは、作業前に発注者の指示により行う。
- (5) リネン交換時の注意事項
 - ア 患者の療養生活、診療・看護等に支障のないよう細心の注意を払い、確実に業務を行う。
 - イ ベッド上の患者の私物は、原則的には患者・看護師が整理整頓を行う。
 - ウ 患者の私物を誤って破損した場合は、直ちに発注者にその旨連絡すると共に損害賠償に応じるものとする。
 - エ リネン交換時は、必要に応じて病室の窓の開閉をする。
 - オ 感染室のリネン交換は、RS ウイルス・インフルエンザ・感染性胃腸炎の感染症について、リネン交換を行うものとする。但し、吐物・汚物の付着が無いリネン、ベッドから患者が隔離している状態の場合に限るものとする。また、隔離期間中の COVID19 患者及び濃厚接触者については原則、リネン交換は行わないこととする。
感染症の追加又は変更等がある場合は協議の上、発注者の指示のもとに行うものとし、発注

者、受注者間に齟齬の無いよう書面等を残すこととする。

- カ 業務にあたっては、埃をたてないよう、ごみを拡散しないよう注意し丁寧に行う。
 - キ クリーン病棟は、病院が用意するガウンを着用して作業を行う。
 - ク 業務開始・終了時は、必ず発注者に報告すること。
 - ケ 居室での作業前後には必ず手指衛生を行うこと。
- (6) 臨時リネン交換について
- ア 退院と転棟時、手術後のリネンは土曜・祝日を除き、基本的に看護補助者が剥がした後に交換を行う。また、引き続き入院等がありベッドを作成する場合は、定期リネン交換の手順に準じる。ただし、このリネン交換については毎日全病棟を対象とする。
 - イ 各病棟の退院予定表に基づき、本館→周産期棟→こころの診療棟→肢体棟の優先順位において連携を取り合って行う。
 - ウ 退院予定表がない場合や、緊急入院等によりベッドメイクが緊急に必要な場合は、発注者は作業責任者を通じて適切な措置を行うことを申し入れることができるものとし、その際の作業手順については、別途調整するものとする。
 - エ 臨時リネン交換の手順は定期リネン交換と同じ方法で行う。
- (7) 当直室等リネン交換について
- ア 当直室・職員仮眠室のリネン交換は、全業務実施日の午前中に実施する。なお、土曜日のリネン交換時は、別途、日曜日当直分のリネン二式を置く。
 - イ 当直室等リネン交換の手順は、シーツは半折り状態で頭と足部分を折り込み、その他リネン類は定期リネン交換と同じ方法で行う。
ただし、**別表1**のベッドメイク数が「配布のみ」となっている分について、リネン交換は不要とし、リネン配布のみ行う。
 - ウ 緊急入院等によるベッドメイクが必要となった場合は、それを優先させる。
 - エ 発注者がやむを得ないと判断した事情により交換できなかった場合は、その旨を掲示し、リネン一式を当直室前に置く。
 - オ 使用中などで午前中に交換できなかったものについては、午後に再度対応する。また、日中業務終了前に当直室を一通り確認し、当直業務時間までにすべてのリネンが使用前の状態になるよう努めること。

5 その他

- (1) 業務の衛生維持のため作業員を発注者の指定する研修を受講させること。
- (2) 洗濯物を介したセレウス菌等の院内感染を予防するために、必要な洗濯方法を採用し、定期的に検証し、その結果を年1回以上、書面にて発注者に報告すること。
- (3) 作業者に小児感染症である麻疹・水痘・風疹・ムンプスについて、罹患又はワクチン接種がない場合はワクチン接種を受けさせること。なお、ワクチン接種にかかる費用は受注者が負担すること。
- (4) 発注者と連携し、作業員の院内感染の防止に努めること。院内感染の防止にあたっては、発注者からマニュアルの提供を受ける等発注者の指示に従うこと。

別表 1

当直室・職員仮眠室一覧

| 区分 | 室名 | 位置 | 利用者 | 数量 |
|------------|---------------|------------------|-----------------|------|
| 当直室 | 放射線科当直室 | 本館 B1 階 | 放射線技術科当直 | 1 |
| | 薬剤科当直室 | 本館 1 階 | 薬剤科当直 | 1 |
| | 救急スタッフ室 | 本館 1 階 | 救急外来看護師（二交代仮眠用） | 1 |
| | 看護科長当直室 | 本館 2 階 | 看護科長当直 | 1 |
| | 当直室 1 | 本館 2 階 | 総合研修医当直 | 1 |
| | 当直室 2 | 本館 2 階 | 予備当直（医師） | 1 |
| | 当直室 3 | 本館 2 階 | 内科上席当直 | 1 |
| | 当直室 4 | 本館 2 階 | 予備（研修医） | 1 |
| | 当直室 5 | 本館 2 階 | 検査科当直 | 1 |
| | 当直室 6 | 本館 2 階 | 外科系当直 | 1 |
| | 当直室 7 | 本館 2 階 | 共用仮眠室 | 1 |
| | 当直室 8 | 本館 2 階 | 共用仮眠室 | 1 |
| | 当直室 9 | 本館 2 階 | 麻酔科当直 | 1 |
| | レジデント室 | 本館 2 階 | レジデント（医師） | 2 |
| | 当直室 10 | 本館 3 階 | ICU・HCU1 当直（医師） | 1 |
| | 当直室 11 | 本館 3 階 | ICU 病棟看護師 | 配布のみ |
| | 新生児当直室 1 | 周産期 1 階 NICU 病棟内 | 新生児科当直 | 1 |
| | 新生児当直室 2 | 周産期 1 階 NICU 病棟内 | 新生児科当直 | 1 |
| | 新生児当直室 3 | 周産期 1 階 NICU 病棟内 | 新生児科当直 | 1 |
| | NICU 仮眠室 1 | 周産期棟 1 階 NICU 内 | 病棟看護師（二交代仮眠室） | 配布のみ |
| | NICU 仮眠室 2 | 周産期棟 1 階 NICU 内 | 病棟看護師（二交代仮眠室） | 配布のみ |
| | NICU 仮眠室 3 | 周産期棟 1 階 NICU 内 | 病棟看護師（二交代仮眠室） | 配布のみ |
| | NICU 仮眠室 4 | 周産期棟 1 階 NICU 内 | 病棟看護師（二交代仮眠室） | 配布のみ |
| | NICU 仮眠室 5 | 周産期棟 1 階 NICU 内 | 病棟看護師（二交代仮眠室） | 配布のみ |
| | NICU 仮眠室 6 | 周産期棟 1 階 NICU 内 | 病棟看護師（二交代仮眠室） | 配布のみ |
| | 母性当直室 1 | 周産期棟 2 階産婦人科医局 | 産婦人科当直 | 1 |
| | 母性当直室 2 | 周産期棟 2 階産婦人科医局 | 産婦人科当直 | 1 |
| | 女子休憩室 | 周産期 3 階中央手術室 | 手術室看護師当直 | 2 |
| | 検査科 | 本館 3 階輸血・緊急検査室内 | 検査科当直 | 配布のみ |
| | こころ当直室 1 | こころ病棟内 | 児童思春期精神科当直 | 1 |
| | 重心当直室 | 重心病棟内 | 病棟看護師（二交代仮眠用） | 配布のみ |
| | ハイケア 1 病棟 | ハイケア 1 病棟内 | 看護休憩室 | 配布のみ |
| ハイケア 2 病棟 | ハイケア 2 病棟内学習室 | 病棟看護師（二交代仮眠用） | 配布のみ | |
| 4 南スタッフルーム | 本館 4 南病棟 | 病棟看護師（二交代仮眠用） | 配布のみ | |
| 4 西スタッフルーム | 本館 4 西病棟 | 病棟看護師（二交代仮眠用） | 配布のみ | |
| 4 東スタッフルーム | 本館 4 東病棟 | 病棟看護師（二交代仮眠用） | 配布のみ | |
| 5 南スタッフルーム | 本館 5 南病棟 | 病棟看護師（二交代仮眠用） | 配布のみ | |
| 5 西スタッフルーム | 本館 5 西病棟 | 病棟看護師（二交代仮眠用） | 配布のみ | |
| クリーン病棟 | クリーン病棟内 | 更衣室棚 | 配布のみ | |
| 仮眠室 職員 | スタッフ仮眠室 1 | 本館 3 階 | 医師仮眠室（2 段ベッド） | 2 |
| | スタッフ仮眠室 2 | 本館 4 階 | 病棟看護師 | 1 |
| | スタッフ仮眠室 3 | 本館 5 階 | 病棟看護師 | 1 |
| | | | 計 | 28 |

委託シーツ交換スケジュール（定期リネン交換予定表）

| 区分 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|------|-----------|------------|---------------|------------|----|---|
| 午前 | こころ | 4 東 重心 | 4 南 4 西 | HCU 2 クリーン | 5 南 5 西 | 肢体 | |
| 午後 | 母性病棟 | | | 放射線 | | | |

第4章 寝具類乾燥消毒業務

1 目的

寝具類乾燥消毒業務を適切に行うことを目的とする。

2 業務内容等

(1) 業務の内容

センターの当直室の寝具類の乾燥消毒

(2) 業務の対象

【予定数量】

| 品目 | 年間予定数量 |
|------------|--------|
| 掛ふとん | 200 枚 |
| 敷ふとん | 120 枚 |
| 毛布 | 80 枚 |
| 枕 | 200 枚 |
| マットレス | 50 枚 |
| スプリングマットレス | 110 枚 |
| ベットパット | 100 枚 |

作業箇所：別表3のとおり

3 実施方法

5月、8月、11月、2月の4回発注者の指定する日時で実施し、原則として午前8時30分より午後5時までの間に行うものとする。

業務の実施にあたり熟練した技術員を派遣し、良質の材料を使用し乾燥消毒をするものとする。また乾燥消毒作業に使用する工具等はすべて受注者が持参するものとする。

なお、2(2)の品目に血痕、膿分泌物、薬液等が付着した場合は予備洗濯を行った後に引き渡すものとする。

4 作業への協力及び提供

消毒乾燥業務にあたり発注者は、作業場所への立入保証、スペースの確保、適正な作業時間の提供、作業に要する照明、空調、電源施設等の提供をするものとする。

乾燥消毒の作業箇所一覧

| 区分 | 室名 | 位置 | 利用者 |
|-------------|--------------|------------------|-----------------|
| 当直室 | 放射線科当直室 | 本館 B1 階 | 放射線技術科当直 |
| | 薬剤科当直室 | 本館 1 階 | 薬剤科当直 |
| | 救急外来スタッフルーム | 本館 1 階 | 救急外来看護師（二交代仮眠用） |
| | 看護科長当直室 | 本館 2 階 | 看護科長当直 |
| | 当直室 1 | 本館 2 階 | 総合研修医当直 |
| | 当直室 2 | 本館 2 階 | 予備当直（医師） |
| | 当直室 3 | 本館 2 階 | 内科上席当直 |
| | 当直室 4 | 本館 2 階 | 予備（研修医） |
| | 当直室 5 | 本館 2 階 | 検査科当直 |
| | 当直室 6 | 本館 2 階 | 外科系当直 |
| | 当直室 7 | 本館 2 階 | 共用仮眠室 |
| | 当直室 8 | 本館 2 階 | 共用仮眠室 |
| | 当直室 9 | 本館 2 階 | 麻酔科当直 |
| | レジデント室 | 本館 2 階 | レジデント（医師） |
| | 当直室 10 | 本館 3 階 | ICU・HCU1 当直（医師） |
| | 当直室 11 | 本館 3 階 | HCU1 病棟看護師 |
| | 新生児当直室 1 | 周産期 1 階 NICU 病棟内 | 新生児科当直 |
| | 新生児当直室 2 | 周産期 1 階 NICU 病棟内 | 新生児科当直 |
| | 新生児当直室 3 | 周産期 1 階 NICU 病棟内 | 新生児科当直 |
| | NICU 仮眠室 1 | 周産期棟 1 階 NICU 内 | 病棟看護師（二交代仮眠室） |
| | NICU 仮眠室 2 | 周産期棟 1 階 NICU 内 | 病棟看護師（二交代仮眠室） |
| | NICU 仮眠室 3 | 周産期棟 1 階 NICU 内 | 病棟看護師（二交代仮眠室） |
| | NICU 仮眠室 4 | 周産期棟 1 階 NICU 内 | 病棟看護師（二交代仮眠室） |
| | NICU 仮眠室 5 | 周産期棟 1 階 NICU 内 | 病棟看護師（二交代仮眠室） |
| | NICU 仮眠室 6 | 周産期棟 1 階 NICU 内 | 病棟看護師（二交代仮眠室） |
| | 母性当直室 1 | 周産期棟 2 階産婦人科医局 | 産婦人科当直 |
| | 母性当直室 2 | 周産期棟 2 階産婦人科医局 | 産婦人科当直 |
| | 女子休憩室 | 周産期 3 階中央手術室 | 手術室看護師当直 |
| | 検査科 | 本館 3 階輸血・緊急検査室内 | 検査科当直 |
| | 麻酔科外来 | 周産期 3 階 EV 前 | 当日入院用 |
| | こころ当直室 1 | こころ病棟内 | 児童思春期精神科当直 |
| | こころの診療病棟 | こころ病棟内 | 病棟看護師（二交代仮眠用） |
| | 重心当直室 | 重心病棟内 | 病棟看護師（二交代仮眠用） |
| | 重心病棟 | 重心病棟内 | 倉庫内 |
| | 肢体病棟 | 肢体病棟内 | 休憩室隣（リネン庫） |
| | ICU | ICU 病棟内 | 病棟看護師（二交代仮眠用） |
| | ハイケア 1 病棟 | ハイケア 1 病棟内 | 看護休憩室 |
| | ハイケア 2 病棟 | ハイケア 2 病棟内学習室 | 病棟看護師（二交代仮眠用） |
| | 4 南スタッフルーム | 本館 4 南病棟 | 病棟看護師（二交代仮眠用） |
| | 4 西スタッフルーム | 本館 4 西病棟 | 病棟看護師（二交代仮眠用） |
| | 4 東スタッフルーム | 本館 4 東病棟 | 病棟看護師（二交代仮眠用） |
| | 5 南スタッフルーム | 本館 5 南病棟 | 病棟看護師（二交代仮眠用） |
| 5 西スタッフルーム | 本館 5 西病棟 | 病棟看護師（二交代仮眠用） | |
| クリーン病棟面談室 | 本館 5 階クリーン病棟 | 病棟看護師（二交代仮眠室） | |
| クリーン病棟 | クリーン病棟内 | 更衣室棚 | |
| 仮眠室 委託業者 | 本館警備室 | 本館 1 階 | 委託業者（警備） |
| | 本館中央監視室 | 本館 B1 階 | 委託業者（設備） |
| | 管理棟警備室 | 管理棟 1 階 | 委託業者（警備） |
| | 管理棟中央監視室 | 管理棟 B1 階 | 委託業者（設備） |
| | 周産期棟中央監視室 | 周産期棟 B2 階 | 委託業者（設備） |
| 仮眠室 職員 | スタッフ仮眠室 1 | 本館 3 階 | 医師仮眠室（2 段ベッド） |
| | スタッフ仮眠室 2 | 本館 4 階 | 医師仮眠室 |
| | スタッフ仮眠室 3 | 本館 5 階 | 医師仮眠室 |
| 看護宿舍 | 仮眠室 | 1 階 | 仮眠室 |

第5章 基準寝具の賃貸借

1 目的

本件は、センターで使用する基準寝具類を常に清潔かつ衛生的な状態で供給する業務、及び洗濯業務を委託することにより院内の環境を保ち、もってセンターにおける患者サービスの一層の向上に資することを目的とする。

2 履行（賃借物件納品）場所

神奈川県横浜市南区六ツ川 2-138-4 神奈川県立こども医療センター

3 数量条件

別表4のとおり

発注者の要求に応じられるよう寝具を用意し、履行期間中、発注者の指示した数量を納入すること。また、災害時等に備えて、常に病棟別供給組数の1.3倍程度の数量の寝具を用意しておくこと。

4 製品規格

別表5のとおり

5 供給・交換

「6 衛生基準」に従った方法により洗濯し、また破損箇所を補修し次の各号に従い納品すること。

- (1) 納品場所
センター内の指定納品場所
- (2) 納品頻度
タオルケット・包布・シーツ・枕カバーは週1回とする。
- (3) 回収場所
母性病棟、NICU・新生児病棟、こころの診療病棟、ハイケア1、ハイケア2、ICU、4東病棟、4南病棟、4西病棟、5南病棟、5西病棟、クリーン病棟、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設
- (4) 集配日時
週2回以上（8時30分から15時の間で、詳細は別途発注者が指示する。）
- (5) 交換用具の貸与 各回収場所に回収袋を必要数貸与すること。
- (6) 交換する寝具類は、洗濯し、補修仕立て直しをし、衛生的かつ清潔なものを納品し、風合いが落ちた品を使用しないこと。また、検査結果で不良品があった場合は、速やかに良品と交換すること。
- (7) 地震等の緊急災害時には、センターの公的特性を理解し、優先して納入すること。
- (8) 集配はいずれも職員立会いのもとで行い、数量を確認の上、当該数量を所定の預かり表に記載すること。
- (9) クリーニング師又はクリーニング師の指導監督のもとで良心的かつ適切な洗濯方法で処理すること。
- (10) 洗濯物を介したセレウス菌等の院内感染を予防するために、必要な洗濯方法を採用し、定期的に検証すること。
- (11) 生地漂白剤を併用する場合には、洗浄により完全に除去されるように使用上十分に注意すること。
- (12) 乾燥機内に塵埃が入り、洗濯物に付着することのないよう十分に注意すること。
- (13) アイロンがけは最後に手アイロンにより仕上げる等、しわの残らないよう十分注意すること。
- (14) 洗濯後の納品は、センターが衛生的に使用できる状態において行うものとし、納入検査前に生じた洗濯物の滅失、毀損、変質その他一切の損傷は、修理材料を含めて受注者の負担にて現状に回復した後に納品すること。納入検査に不合格になった場合に再納品する場合も同様とする。
- (15) 補修は集配時に発注者から指示し、次回配布時までに行う。
- (16) 発注者から指示があった場合は、滅菌消毒を指定の回数行うこと。

6 衛生基準

- (1) 平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」の関連規定を遵守し、適正、誠実に実施する。
- (2) 従業員の健康管理に充分配慮する。

7 交換済み品引渡しにおけるセンターの義務

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項から第5項までに規定する病原体に汚染されている、または汚染された恐れのある寝具は、法第29条の規定による消毒処理をして引き渡すものとする。
- (2) 放射線同位元素に汚染されている場合、又は処理が困難な場合等、寝具を処分したときはその旨通知する。
- (3) 寝具類に血液、膿、分泌物等の汚物が付着した場合には、予備洗濯の後引き渡すものとする。なお、やむを得ない場合には通気性を有しない容器等に密封して引き渡すものとする。

8 代行保証

- (1) 火災、天災地変その他の事情により、業務遂行が困難となった場合の代行を保証するため、複数の事業者又は複数の洗濯施設を有する事業者と業務代行保証契約をする。ただし、これに関わる諸費用は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は前号の保証契約に係る証書を発注者に提出すること。

9 請求額の算定及び請求

- (1) 受注者は業務完了後、発注者の指定する方法により、遅延なく請求するものとする。
- (2) 請求額は業務報告書に基づき単価を乗じて計算すること。また請求の際その内訳を添付すること。

10 その他

- (1) センターにおいて病床数の増減が生じた場合、原契約額に病床数の比を乗ずる方法により以後の金額を単純計算し契約変更することとする。
- (2) 大規模な災害、疾病の流行等予定外の理由により数量が大きく変動した場合には発注者と受注者との協議の上、支払額を随時調整することとする。
- (3) 受注者は、センターの検査を受ける時に納品数の確認を書面で受けること。
- (4) 受注者は、納品数の集計結果について発注者の依頼があった場合、提出すること。
- (5) 院内集配業務に従事する者は、病院という特殊性に鑑み、患者及び来院者に対して、言動に注意し節度ある業務を行なうこと。特に、院内の廊下等においては、移動中のベッド、車いすの患者、持続点滴中患者等の往来が考えられるので、寝具運搬車の操作には十分な配慮をすること。
- (6) 業務を行なうにあたって、作業に関係ない場所へは立ち入らないこと。
- (7) 作業は、発注者と協議の上誠実に実施すること。
- (8) 業務上、判断しかねる問題等が生じた場合には、速やかに担当職員へ連絡し、適切な処理を行うこと。
- (9) 年末年始及び連休の業務体制については、センターの指示に従い実施すること。
- (10) その他想定外の事態が発生した場合はセンターの指示に従い対処することとする。

病棟別供給組数一覧表

| 病棟名 | 供給 組数 | ベットパット 1枚/組 | 掛布団 1枚/組 | 枕 1個/組 | タオルケット 2枚/組 | 包布 3枚/組 | シーツ 4枚/組 | 枕カバー 3枚/組 | 横シーツ 3枚/組 |
|-----------|----------|----------------|-------------|-----------|----------------|------------|-------------|--------------|--------------|
| ハイケア病棟 1 | 14組 | 14枚 | 14枚 | 14個 | 28枚 | 42枚 | 56枚 | 42枚 | 42枚 |
| ハイケア病棟 2 | 29組 | 29枚 | 29枚 | 29個 | 58枚 | 87枚 | 116枚 | 87枚 | 87枚 |
| ICU 病棟 | 10組 | 10枚 | 10枚 | 10個 | 20枚 | 30枚 | 40枚 | 30枚 | 30枚 |
| 4階西病棟 | 30組 | 30枚 | 30枚 | 30個 | 60枚 | 90枚 | 120枚 | 90枚 | 90枚 |
| 4階南病棟 | 30組 | 30枚 | 30枚 | 30個 | 60枚 | 90枚 | 120枚 | 90枚 | 90枚 |
| 4階東病棟 | 29組 | 29枚 | 29枚 | 29個 | 58枚 | 87枚 | 116枚 | 87枚 | 87枚 |
| 5階西病棟 | 30組 | 30枚 | 30枚 | 30個 | 60枚 | 90枚 | 120枚 | 90枚 | 90枚 |
| 5階南病棟 | 29組 | 29枚 | 29枚 | 29個 | 58枚 | 87枚 | 116枚 | 87枚 | 87枚 |
| 5階クリーン病棟 | 15組 | 15枚 | 15枚 | 15個 | 30枚 | 45枚 | 60枚 | 45枚 | 45枚 |
| 母性病棟 | 30組 | 30枚 | 30枚 | 30個 | 60枚 | 90枚 | 120枚 | 90枚 | 90枚 |
| こころの診療病棟 | 40組 | 40枚 | 40枚 | 40個 | 80枚 | 120枚 | 160枚 | 120枚 | 120枚 |
| 中央手術室 | 2組 | 2枚 | 2枚 | 2個 | 4枚 | 6枚 | 8枚 | 6枚 | 6枚 |
| 病院 小計 | 288組 | 288枚 | 288枚 | 288個 | 576枚 | 864枚 | 1,152枚 | 864枚 | 864枚 |
| 肢体不自由児施設 | 42組 | 42枚 | 42枚 | 42個 | 84枚 | 126枚 | 168枚 | 126枚 | 126枚 |
| 重症心身障害児施設 | 40組 | 40枚 | 40枚 | 40個 | 80枚 | 120枚 | 160枚 | 120枚 | 120枚 |
| 児童福祉施設 小計 | 82組 | 82枚 | 82枚 | 82個 | 164枚 | 246枚 | 328枚 | 246枚 | 246枚 |
| 合計 | 370組 | 370枚 | 370枚 | 370個 | 740枚 | 1,110枚 | 1,480枚 | 1,110枚 | 1,110枚 |

別表5

製品規格一覧表

| 品名 | 項目 | タイプA | タイプB | タイプC | タイプD | 1組当り 数量 |
|--------|---------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|------------|
| ベットパット | 寸法 (cm) | 160×90 | 170×80 | 135×75 | 95×55 | 1枚 |
| | 材質(測地) | テトロン65%/ コットン35% | テトロン65%/ コットン35% | テトロン65%/ コットン35% | テトロン65%/ コットン35% | |
| | 材質(中綿) | ポリエステル1 00% | ポリエステル1 00% | ポリエステル1 00% | ポリエステル1 00% | |
| | 色 | 白色 | 白色 | 白色 | 白色 | |
| 掛布団 | 寸法 | 200×140 | 145×110 | 125×85 | | 1枚 |
| | 材質 | ポリエステル シリコン綿 | コンフォロフ ト | コンフォロフ ト | | |
| | 重量 | 0.6kg | 0.35g | 0.23g | | |
| | 色 | ベージュ | グレー | グレー | | |
| 枕 | 寸法 | 35×50 | 40×30 | | | 1個 |
| | 材質(測地) | テトロン80%/ コットン20% | テトロン80%/ コットン20% | | | |
| | 中身 | 小粒パイマー | 小粒パイマー | | | |
| タオルケット | 寸法 | 190×140 | 100×110 | 130×90 | | 2枚 |
| | 材質 | 綿100% | 綿100% | 綿100% | | |
| | 目付 | 260匁 | 180匁 | 120匁 | | |
| | 色 | 白色 | 白色 | 白色 | | |
| 包布 | 寸法 | 205×145 | 155×115 | 135×90 | | 3枚 |
| | 材質 | テトロン70%/ コットン30% | テトロン70%/ コットン30% | テトロン70%/ コットン30% | | |
| | 色 | 白色 | ピンク色 | 白色 | | |
| シーツ | 寸法 | 300×182 | 270×160 | 210×137 | | 4枚 |
| | 材質 | 綿100% | 綿100% | 綿100% | | |
| | 色 | 白色 | 白色 | 白色 | | |
| 枕カバー | 寸法 | 68×45 | 60×40 | | | 3枚 |
| | 材質 | 綿100% | 綿100% | | | |
| | 色 | 白色 | 白色 | | | |
| 横シーツ | 寸法 | 119×200 | 119×200 | 119×200 | | 3枚 |
| | 材質 | 綿100% | 綿100% | 綿100% | | |
| | 色 | 白色 | 白色 | 白色 | | |

※ 各品目の色・模様については、センターと協議の上決定するものとする。また、材質は上質または同等な方向への仕様変更は認める可能性があるため、仕入れ等の都合で変更したい場合は事前に協議することとする。

なお、合計組数と床数の合計が合致しないのは、場合により複数のタイプを併用する病棟があるため。

第6章 救急外来用寝具供給、洗濯、消毒及び補修業務

1 目的

救急外来用寝具の供給、洗濯、消毒及び補修業務を適切に行うことを目的とする。

2 業務内容等

(1) 業務の内容

救急外来用寝具の供給、洗濯、消毒および補修

(2) 業務の対象

寝具の供給組数は9組とする。品質及び形状についてはセンターの指示によること。

【1床（1組）の内容】

| 品目 | 数量 |
|--------|----|
| ベットパット | 1枚 |
| 掛布団 | 1枚 |
| 枕 | 1個 |
| タオルケット | 2枚 |
| 包布 | 3枚 |
| シーツ | 4枚 |
| 枕カバー | 3枚 |

3 実施方法等

(1) 寝具の交換

寝具の交換については、タオルケット、包布、シーツ、枕カバーは、週1回交換するが、発注者の指示があった場合はそれに従い交換する。また、ベットパット、掛布団、枕は、年1回とする。

(2) 交換寝具の集配

交換寝具の集配回数は週2回以上とする。また、集配日時・場所等については、センター職員の指示に従うこと。

4 交換済み品引渡しにおけるセンターの義務

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項から第5項までに規定する病原体に汚染されている、または汚染された恐れのある寝具は、法第29条の規定による消毒処理をして引き渡すものとする。

(2) 放射線同位元素に汚染されている場合、又は処理が困難な場合等、寝具を処分したときはその旨通知する。

(3) 寝具類に血液、膿、分泌物等の汚物が付着した場合には、予備洗濯の後引き渡すものとする。なお、やむを得ない場合には通気性を有しない容器等に密封して引き渡すものとする。

5 その他

(1) 平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知に定める衛生基準に従い、寝具類を適正に処理すること。

第7章 タオル類の賃貸借

1 目的

病棟内で使用する、おしぼりタオル、手拭いタオル及びバスタオル類(以下「タオル類」という。)を賃貸することにより、院内の衛生環境を良好に保持するとともに、病棟の業務を効率化し、患者サービスの向上に寄与することを目的とする。

2 業務内容等

- (1) 業務の内容
タオル類、病衣の洗濯及び小補修
- (2) 業務の対象
おしぼりタオル、バスタオル、手拭いタオル

【予定数量】

| 品目 | サイズ | 材質等 | 年間予定数量 |
|---------|---------------|-----|----------|
| おしぼりタオル | 34×29 cm 程度の物 | 流通品 | 314,417枚 |
| バスタオル | 60×115cm 程度の物 | 流通品 | 159,500枚 |
| 手拭いタオル | 34×80 cm 程度の物 | 流通品 | 75,166枚 |

- (3) 納入場所
神奈川県立こども医療センター内の指定納品場所
- (4) 業務概要
タオル類、使用済みタオル類、洗濯及び小補修並びに納品
- (5) 衛生基準及び洗濯方法
 - ア クリーニング業法(昭和25年法律第207号)及び平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知に定める衛生基準に合致した洗濯施設及び洗濯方法により、適正に処理すること。
 - イ クリーニング師のもと良心的かつ適切な洗濯方法で処理すること。又はクリーニング師の指導監督のもとで行う場合も同様とする。
 - ウ 生地漂白剤を併用する場合には、洗浄により完全に除去されるよう十分に注意すること。
 - エ 乾燥機内に塵埃が入り、洗濯物に付着することのないよう、十分に注意すること。
 - オ 洗濯後の納品は、当センターが衛生的に使用できる状態において行うものとし、納入検査前に生じた洗濯物の滅失、毀損、変質その他一切の損傷は、修理材料を含めて受注者の負担にて原状に回復した後に納品すること。納入検査に不合格になった場合に再納品する場合も同様とする。
 - カ 補修は収集時に病院より指示し、次回配布時までに行う。
 - キ 洗濯物を介したセレウス菌等の院内感染を予防するために、必要な洗濯方法を採用し、定期的に検証し、その結果を年1回以上、書面にて発注者に報告すること。
- (6) 感染症等の洗濯物の引渡し
 - ア 放射性同位元素に汚染された恐れのある洗濯物は引渡さない。
 - イ 洗濯物に体液(血液、膿等)、糞便又は薬品等が付着した場合は、発注者は便等の固形物は取り除き、ビニール袋等に密閉して引渡す。
 - ウ 接触や洗濯物等を媒介するウイルスが発生した場合は、発注者は遅延なく受注者に通知し、その対策を協議する。
 - エ 受注者が業務受託する以外の場所において接触や洗濯物等を媒介するウイルスが発生した場合は、受注者は遅延なく発注者に報告し、受注者の指示に従うこと。

3 集配業務関係

- (1) 業務内容
 - ア 回収場所
薬剤科、放射線科、外来(本館1F外来、本館2F外来、母性外来)、男子女子更衣室内、中央手術室、中央材料室、母性病棟、NICU 新生児病棟、児童思春期精神科、臨床心理室、ハイケア1、ハイケア2、ICU、4東病棟、4南病棟、4西病棟、5南病棟、5西病棟、こころの診療病棟、クリーン病棟、肢体不自由児施設、当直室、理学療法室、言語治療科、

重症心身障害児施設、等 ※詳細は後日病院と調整すること。

イ 回収

各回収場所には、業務に必要な数だけランドリーバッグを用意すること

ウ 集配日

原則日曜日を除く毎日

エ 集配時間

8時30分から16時までの間

オ 年末年始の回収

年末年始については、別途協議の上決定する

カ 納品数

センターより指定のあった枚数

キ 納品場所

リネン庫内の所定の棚に整理して置くこと

4 その他

(1) 2(5)キに関しては、洗濯・検証方法について手順書を提出すること。

(2) 受注者は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の14の要件を満たすこと。また、受注者は、医療法施行規則第9条の14の要件を満たす標準作業書を、契約後すみやかに発注者に提出すること。